

国際 I P データサービス契約約款

令和 4 年 4 月 1 日

ソフトバンク株式会社

国際 I P データサービス契約約款

平成 22 年 10 月 J10025739

施行 平成 22 年 10 月 8 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

- 第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年郵政省告示第 408 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この国際 I P データサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、国際 I P データサービスを提供します。
- 2 第 1 種国際 I P データサービスは、平成 28 年 6 月 30 日において、この約款に基づいて第 1 種国際 I P データサービスを締結しているものに限って提供します。

(注) 本条のほか、当社は、国際 I P データサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

- 第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

- 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 国際 I P データ網	主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 国際 I P データサービス	国際 I P データ網を使用して行う電気通信サービス
5 国際 I P データサービス取扱所	国際 I P データサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 取扱所交換設備	国際 I P データサービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
7 収容国際 I P データサービス取扱所	回線収容部に係る電気通信回線を設置する国際 I P データサービス取扱所
8 回線収容部	接続契約者回線を収容する電気通信設備
9 接続契約者回線	国際 I P データサービスに係る国際 I P データ契約に基づいて収容国際 I P データサービス取扱所内に設置された取扱所交換設備と、サービス接続点（国際 I P データサービスに係る電気通信設備と I P データサービス契約約款又はデータ通信網サービス契約約款に規定する電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間に、当社が設置する電気通信回線
10 外国側回線	国際 I P データサービスを提供するために本邦外に設置される電気通信回線
11 国際 I P データ契約	当社から国際 I P データサービスの提供を受けるための契約
12 国際 I P データ契約者	当社と国際 I P データ契約を締結している者
14 I P アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
15 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関

第2章 国際IPデータサービスの種類等

(国際IPデータサービスの種類)

第4条 当社の提供する国際IPデータサービスは、次のとおりとします。

第1種国際IPデータサービス	特定の接続契約者回線を使用して行う国際IPデータサービスであって、第2種国際IPデータサービス以外のもの
第2種国際IPデータサービス	特定の接続契約者回線を使用して行う国際IPデータサービスであって、当社の提供区間が、接続契約者回線の終端と外国側電気通信事業者の電気通信設備との接続点間のもの
第3種国際IPデータサービス	特定の接続契約者回線を使用して行う国際IPデータサービスであって、第2種国際IPデータサービス以外のもの

第3章 国際IPデータサービスの提供範囲

(国際IPデータサービスの提供区間)

第5条 当社が提供する国際IPデータサービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、提供可能な取扱地域（別に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。）を国際IPデータサービス取扱所に掲示します。

(注) 本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

(外国における取扱制限)

第6条 外国側における国際IPデータサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 契約

第1節 第1種国際IPデータ契約

(第1種国際IPデータサービスの品目等)

第7条 第1種国際IPデータサービスには、料金表第1表第1（第1種国際IPデータサービスに係るもの）に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第8条 当社は、1の回線収容部ごとに1の第1種国際IPデータ契約（当社から第1種国際IPデータサービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第1種国際IPデータ契約者（当社と第1種国際IPデータ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）は1の第1種国際IPデータ契約につき1人に限ります。

(第1種国際IPデータ契約申込の方法)

第9条 第1種国際IPデータ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際IPデータサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種国際IPデータサービスの品目等
- (2) 使用開始希望年月日
- (3) 接続契約者回線と接続する契約者回線群（IPデータサービス契約約款又はデータ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。）
- (4) 通信の相手先となる外国側回線に係る事項
- (5) その他第1種国際IPデータ契約申込の内容を特定するための事項

(第1種国際IPデータ契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種国際IPデータ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種国際IPデータ契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった国際IPデータ回線等（国際IPデータサービスを提供するために設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、申込みのあった国際IPデータ回線等を設置し、又は保守することが困難なとき。
 - (3) 申込者が第1種国際IPデータサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 接続契約者回線と接続する契約者回線群がないとき。
 - (5) 接続契約者回線と接続する契約者回線群の回線群代表者（IPデータサービス契約約款又はデータ通信網サービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下同じとします。）の承諾が得られないとき。
 - (6) その他第1種国際IPデータサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

- 第11条** 第1種国際IPデータサービスについては、料金表第1表第1（第1種国際IPデータサービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 第1種国際IPデータ契約者は、前項の最低利用期間内に第1種国際IPデータ契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1（第1種国際IPデータサービスに係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。
- 3 外国側回線に係る最低利用期間については、前2項の規定を準用します。

（品目等の変更）

- 第12条** 第1種国際IPデータ契約者は、第1種国際IPデータサービスの品目等の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（第1種国際IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

- 第13条** 当社は、第1種国際IPデータ契約者から請求があったときは、第9条（第1種国際IPデータ契約申込の方法）第5号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（第1種国際IPデータ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第1種国際IPデータサービスの利用の一時中断）

- 第14条** 当社は、第1種国際IPデータ契約者から請求があったときは、第1種国際IPデータサービスの利用の一時中断（その第1種国際IPデータ契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第1種国際IPデータ契約に基づく権利の譲渡の禁止）

- 第15条** 第1種国際IPデータ契約者が第1種国際IPデータ契約に基づいて第1種国際IPデータサービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

（第1種国際IPデータ契約者が行う第1種国際IPデータ契約の解除）

- 第16条** 第1種国際IPデータ契約者は、第1種国際IPデータ契約を解除しようとするときは、解除しようとする40日前までに、そのことを国際IPデータサービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第1種国際IPデータ契約の解除）

- 第17条** 当社は、次の場合には、その第1種国際IPデータ契約を解除することがあります。
- (1) 第23条（利用停止）の規定により第1種国際IPデータサービスの利用停止をされた第1種国際IPデータ契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、国際IPデータ回線等を設置し、又は保守することができなくなったとき。
 - (3) その第1種国際IPデータ契約に係る接続契約者回線と接続する契約者回線群の廃止があったとき。
 - (4) 第1種国際IPデータ契約者が第23条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が第1種国際IPデータサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その第1種国際IPデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種

国際 I P データ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 18 条 第 1 種国際 I P データサービスに係る第 1 種国際 I P データ契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 2 及び別記 3 に定めるものとします。

第 2 節 第 2 種国際 I P データ契約

(第 2 種国際 I P データサービスの品目等)

第 18 条の 2 第 2 種国際 I P データサービスには、料金表第 1 表第 2 (第 2 種国際 I P データサービスに係るもの) に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第 18 条の 3 当社は、1 の回線収容部ごとに 1 の第 2 種国際 I P データ契約 (当社から第 2 種国際 I P データサービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。) を締結します。この場合、第 2 種国際 I P データ契約者 (当社と第 2 種国際 I P データ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。) は 1 の第 2 種国際 I P データ契約につき 1 人に限ります。

(第 2 種国際 I P データ契約申込の方法)

第 18 条の 4 第 2 種国際 I P データ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際 I P データサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 2 種国際 I P データサービスの品目等
- (2) 使用開始希望年月日
- (3) 接続契約者回線と接続する契約者回線群
- (4) 外国側電気通信事業者の電気通信回線に係る事項
- (5) その他第 2 種国際 I P データ契約申込の内容を特定するための事項

(第 2 種国際 I P データ契約申込の承諾)

第 18 条の 5 当社は、第 2 種国際 I P データ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 2 種国際 I P データ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった国際 I P データ回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 外国側電気通信事業者の電気通信回線に係る契約がないとき。
- (3) 申込者が第 2 種国際 I P データサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 接続契約者回線と接続する契約者回線群がないとき。
- (5) 接続契約者回線と接続する契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られないとき。
- (6) その他第 2 種国際 I P データサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 18 条の 6 第 2 種国際 I P データサービスについては、料金表第 1 表第 2 (第 2 種国際 I P データサービスに係るもの) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 第 2 種国際 I P データ契約者は、前項の最低利用期間内に第 2 種国際 I P データ契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表第 2 (第 2 種国際 I P データサービスに係るもの) に規定する額を一括して支払っていただきます。

(その他の契約内容の変更)

第 18 条の 7 当社は、第 2 種国際 I P データ契約者から請求があったときは、第 18 条の 4 (第 2 種国際 I P データ契約申込の方法) 第 5 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 18 条の 5 (第 2 種国際 I P データ契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第2種国際IPデータ契約の解除)

第18条の8 当社は、次の場合には、その第2種国際IPデータ契約を解除することがあります。

- (1) 第23条(利用停止)の規定により第2種国際IPデータサービスの利用停止をされた第2種国際IPデータ契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 外国側電気通信事業者の電気通信回線に係る契約がなくなったとき。
- (3) その第2種国際IPデータ契約に係る接続契約者回線と接続する契約者回線群の廃止があったとき。
- (4) 第2種国際IPデータ契約者が第23条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が第2種国際IPデータサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、その第2種国際IPデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種国際IPデータ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条の9 品目等の変更、第2種国際IPデータサービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第2種国際IPデータ契約者が行う第2種国際IPデータ契約の解除の取扱いについては、第1種国際IPデータ契約の場合に準ずるものとします。

2 第2種国際IPデータサービスに係る第2種国際IPデータ契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第3節 第3種国際IPデータ契約

(第3種国際IPデータサービスの品目等)

第18条の10 第3種国際IPデータサービスには、料金表第1表第3(第3種国際IPデータサービスに係るもの)に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第18条の11 当社は、1の回線収容部ごとに1の第3種国際IPデータ契約(当社から第3種国際IPデータサービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第3種国際IPデータ契約者(当社と第3種国際IPデータ契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)は1の第3種国際IPデータ契約につき1人に限ります。

(その他の提供条件)

第18条の12 第3種国際IPデータ契約申込の方法、第3種国際IPデータ契約申込の承諾、最低利用期間、品目等の変更、その他の契約内容の変更、第3種国際IPデータサービスの利用の一時中断、第3種国際IPデータ契約に基づく権利の譲渡の禁止、第3種国際IPデータ契約者が行う第3種国際IPデータ契約の解除及び当社が行う第3種国際IPデータ契約の解除の取扱いについては、第1種国際IPデータ契約の場合に準ずるものとします。

2 第3種国際IPデータサービスに係る第3種国際IPデータ契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第19条 当社は、国際IPデータ契約者から請求があったときは、その国際IPデータ契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に規定するところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した国際IPデータ契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の国際IPデータサービスに関する業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第 20 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている国際 I P データ契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第 1 表 (料金) に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第 21 条 当社は、付加機能を利用している国際 I P データ契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断 (その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

第 6 章 利用中止等

(利用中止)

第 22 条 当社は、次の場合には、国際 I P データサービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 24 条 (通信利用の制限) の規定により、通信の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりその国際 I P データサービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを国際 I P データ契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 23 条 当社は、国際 I P データ契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間

(その国際 I P データサービスの料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなった国際 I P データサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その国際 I P データサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社が、国際 I P データ契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたこと知ったとき。
- (3) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって、国際 I P データサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりその国際 I P データサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を国際 I P データ契約者に通知します。

(通信利用の制限)

第 24 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、国際 I P データ回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている国際 I P データ回線等 (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り) 以外のもによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関 (海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関

別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信がふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記8に定めるものとします。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供する国際IPデータサービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供する国際IPデータサービスの態様に応じて、接続基本料、接続契約者回線使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

2 当社が提供する国際IPデータサービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

3 第1種国際IPデータサービス及び第3種国際IPデータサービスについて、当社が設定する外国側回線の料金及び工事に関する費用は、第1表(料金)及び第2表(工事に関する費用)に規定するほか、別に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第26条 国際IPデータ契約者は、その国際IPデータ契約に基づいて当社が国際IPデータサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、その日)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 第1種国際IPデータ契約者及び第3種国際IPデータ契約者は、外国側回線に係る料金について、外国側回線の設置場所ごとに、外国側回線の提供を開始した日から解除の日の前日までの期間、その支払いを要します。

3 国際IPデータ契約者は、前2項の期間において、利用の一時中断をしたとき又は利用停止があったときその他国際IPデータサービス若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときであっても、その期間中の料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第27条 国際IPデータ契約者は、国際IPデータ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその国際IPデータ契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 第1種国際IPデータ契約者及び第3種国際IPデータ契約者は、外国側回線の工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、その外国側回線に係る工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその国際IPデータ契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前2項の規定にかかわらず、国際IPデータ契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、料金表において消費税相当額を加算するものとされている工事費については、別に算定した額に消費税相当額を加算します。

(取消料等の支払義務)

第28条 国際IPデータ契約者は、当社が承諾した国際IPデータ契約を、国際IPデータサービスの提供開始前に解除するときは、その国際IPデータサービスの提供の準備のために、既に発生している費用の額を取消料として支払っていただきます。

2 国際IPデータ契約者は、当社が承諾した国際IPデータ契約について、国際IPデータサービスの提供開

始前に、予定していた使用開始希望年月日を翌日以降（当初予定していた使用開始希望年月日から1年以内に限ります。）に変更する場合であって、変更後の使用開始希望年月日までの間にその国際IPデータサービスの提供の準備のために発生する費用があるときは、その額を支払っていただきます。

- 3 前2項の場合において、取消料等は料金表第1表（料金）に規定する月額で定める料金に1.2を乗じて得た額を上限とします。
- 4 第1種国際IPデータサービス及び第3種国際IPデータサービスについて、外国側回線に係る取消料等は、前3項の規定を準用します。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第29条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第30条 国際IPデータ契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。この場合に、料金表において消費税相当額を加算するものとされている料金又は工事に関する費用については、消費税相当額を加算します。

（延滞利息）

第31条 国際IPデータ契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

（修理又は復旧の順位）

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（注）本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記8に定めるものとします。

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した接続契約者回線等に

ついて、暫定的にその国際 I P データサービス取扱所を変更することがあります。

第 9 章 損害賠償

(免責)

第 33 条 当社は、国際 I P データサービスの提供に伴い、当該国際 I P データ契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

2 当社は、国際 I P データサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、国際 I P データ契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第 10 章 雑則

(承諾の限界)

第 34 条 当社は、国際 I P データ契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等国際 I P データサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第 34 条の 2 国際 I P データ契約者又は国際 I P データ契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を国際 I P データサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(特約条項等)

第 35 条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、国際 I P データ契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で国際 I P データサービスの提供を行うことがあります。

この場合、当社と国際 I P データ契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第 36 条 国際 I P データサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記 4 及び別記 5 に定めるところによります。

(閲覧)

第 37 条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 38 条 国際 I P データサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 6 及び別記 7 に定めるものとします。

別記

1 国際 I P データサービスの提供区間

- (1) 当社が提供する第 1 種国際 I P データサービス及び第 3 種国際 I P データサービスの提供区間は、接続契約者回線の終端と取扱地域間のものとします。
- (2) 当社が提供する第 2 種国際 I P データサービスの提供区間は、接続契約者回線の終端と外国側電気通信事業者の電気通信設備との接続点間とします。

2 氏名等の変更

- (1) 国際 I P データ契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、国際 I P データサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 国際 I P データ契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により国際 I P データ契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて国際 I P データサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

5 国際 I P データ契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、国際 I P データ契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。
(注) 外国側回線については、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により、本規定を適用しない場合があります。

6 手続きの代理

- (1) 当社は、海外の電気通信事業者、法律又は規則等により求められたときは、申込みを行った国際 I P データサービスに係る外国側回線等を提供するために必要な申込、届出及びその他の手続きを、国際 I P データ契約者の代理者として行います。
- (2) 国際 I P データ契約者は、(1) の規定による代理権を行使することを承認していただきます。

7 端末設備の提供等

- (1) 当社は、第 1 種国際 I P データ契約者及び第 3 種国際 I P データ契約者から請求があったときは、別に定める取扱地域に係るものに限り、その第 1 種国際 I P データサービス又は第 3 種国際 I P データサービスに係る外国側回線について、別に定める端末設備を提供します。
- (2) 第 1 種国際 I P データ契約者及び第 3 種国際 I P データ契約者は、第 1 種国際 I P データ契約又は第 3 種国際 I P データ契約の解除があったときは、当社が提供する端末設備を返却していただきます。
- (3) 第 1 種国際 I P データ契約者及び第 3 種国際 I P データ契約者は、当社が第 1 種国際 I P データ契約又は第 3 種国際 I P データ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

8 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あ

	まねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、国際 I P データ契約者がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1 の暦月の起算日（当社が国際 I P データ契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日国際 I P データサービス又は付加機能の提供の開始があったとき
 - (2) 料金月の初日以外の日国際 I P データサービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に国際 I P データサービス又は付加機能の提供を開始し、その日にその国際 I P データサービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日月額料金の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日国際 I P データサービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2 の規定による料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、国際 I P データサービスに関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 国際 I P データ契約者がその契約に基づき支払う料金その他の債務であって、この料金表に規定する料金及び工事に関する費用のうち外貨建てである額については、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月の当社が別に定める日の外国為替相場の値により本邦通貨に換算した額とします。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 国際 I P データ契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又は国際 I P データサービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(注) 国際 I P データ契約の解除があったときは、国際 I P データ契約者は、支払っていただく料金額についてその解除と同時に支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7 の規定にかかわらず、国際 I P データ契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括支払い)

- 9 当社は、第 2 種国際 I P データ契約に係る外国側電気通信事業者の電気通信回線に係る料金その他の債務について、本邦側における一括支払いの取扱いを行います。
ただし、第 2 種国際 I P データ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、国際 I P データ契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 26 条（料金の支払義務）及び第 27 条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額（第 2 表第 1 に規定する工事費であって国際 I P データサービスの接続契約者回線又は付加機能（区分 7 に係るものに限ります。）に係るものに限

ります。)は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が定めるところにより

ます。

この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

12 11の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、国際IPデータ契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の国際IPデータサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 第1種国際IPデータサービスに係るもの

1 適用

第1種国際IPデータサービスに係る料金の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																				
(1) 区分及び品目に係る料金の適用	ア 当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、区分を定めます。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>Cable & Wireless Global Pte Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>Verizon Japan Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>Singapore Telecommunications Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>China Telecommunications Corporation 又は China United Network Communications Corporation Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>Pacnet Services (Japan) Corporation に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分6</td> <td>Tata Communications International Pte Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>区分7</td> <td>区分1、区分2、区分3、区分4、区分5、区分6及び区分8以外のもの</td> </tr> <tr> <td>区分8</td> <td>Sprint International Japan Corporation に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	区分1	Cable & Wireless Global Pte Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	区分2	Verizon Japan Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	区分3	Singapore Telecommunications Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	区分4	China Telecommunications Corporation 又は China United Network Communications Corporation Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	区分5	Pacnet Services (Japan) Corporation に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	区分6	Tata Communications International Pte Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	区分7	区分1、区分2、区分3、区分4、区分5、区分6及び区分8以外のもの	区分8	Sprint International Japan Corporation に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの	
	区 分	内 容																		
	区分1	Cable & Wireless Global Pte Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																		
	区分2	Verizon Japan Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																		
	区分3	Singapore Telecommunications Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																		
	区分4	China Telecommunications Corporation 又は China United Network Communications Corporation Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																		
	区分5	Pacnet Services (Japan) Corporation に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																		
	区分6	Tata Communications International Pte Limited に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																		
	区分7	区分1、区分2、区分3、区分4、区分5、区分6及び区分8以外のもの																		
区分8	Sprint International Japan Corporation に係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの																			
備考																				
1 第1種国際IPデータ契約者は、第12条(品目等の変更)の規定にかかわらず、区分相互間の変更を請求することはできません。																				
2 区分7は、取扱地域内における電気通信回線について当社が別に定める契約を要する場合があります。																				
イ 当社は、料金表を適用するにあたって、区分1、区分5及び区分8に係るものを除き、次表のとおり、品目を定めます。																				
(ア) 区分2のもの																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>4. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8 Mb/s</td> <td>8. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 50 Mb/s まで</td> <td>10. 0メガビット/秒から 100. 0メガビット/秒ごとに 50. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>80 Mb/s</td> <td>80. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100 Mb/s</td> <td>100. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1 Mb/s	1. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 50 Mb/s まで	10. 0メガビット/秒から 100. 0メガビット/秒ごとに 50. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	80 Mb/s	80. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100 Mb/s	100. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																			
1 Mb/s	1. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
2 Mb/s	2. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
3 Mb/s	3. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
4 Mb/s	4. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
6 Mb/s	6. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
8 Mb/s	8. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
10 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 50 Mb/s まで	10. 0メガビット/秒から 100. 0メガビット/秒ごとに 50. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																			
80 Mb/s	80. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
100 Mb/s	100. 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
(イ) 区分3のもの																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s から 10 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで</td> <td>1メガビット/秒から 10メガビット/秒ごとに 10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで</td> <td>20メガビット/秒から 100メガビット/秒ごとに 100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 10 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1メガビット/秒から 10メガビット/秒ごとに 10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで	20メガビット/秒から 100メガビット/秒ごとに 100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの												
品 目	内 容																			
0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																			
1 Mb/s から 10 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1メガビット/秒から 10メガビット/秒ごとに 10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																			
20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで	20メガビット/秒から 100メガビット/秒ごとに 100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																			

(ウ) 区分4のもの

品目	内 容
1 2 8 Kb/s	1 2 8 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
2 5 6 Kb/s	2 5 6 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
3 8 4 Kb/s	3 8 4 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 1 2 Kb/s	5 1 2 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
7 6 8 Kb/s	7 6 8 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1 メガビット/秒から 10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1 5 Mb/s から 5 Mb/s ごとに 30 Mb/s まで	1 5 メガビット/秒から 50 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
3 4 Mb/s	3 4 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
4 0 Mb/s	4 0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
4 5 Mb/s	4 5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 0 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで	5 0 メガビット/秒から 1000 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1 5 5 Mb/s	1 5 5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(エ) 区分6のもの

品目	内 容
0. 5 Mb/s	0. 5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 150 Mb/s まで	1. 0 メガビット/秒から 150. 0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
備考	当社は、外国側回線収容部（外国側回線に係る電気通信設備であって、本邦外において終端する回線を収容するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約速度の値を合計し、当該合計値に対応する品目を適用します。

(オ) 区分7のもの

品目	内 容
0. 5 Mb/s	0. 5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 150 Mb/s まで	1. 0 メガビット/秒から 150. 0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
備考	当社は、外国側回線収容部に係る契約速度の値を合計し、当該合計値に対応する品目を適用します。

(2) 最低利用期間に係る料金の適用

- ア 第1種国際IPデータサービスについては、最低利用期間があります。
- イ アに規定する最低利用期間は、第1種国際IPデータサービスを提供した日から起算して1年間とします。
- ウ 第1種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第1種国際IPデータ契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- エ 第1種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第1種国際IPデータサービスの品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

2 料金額

(1) 区分1に係るもの

ア 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円

(2) 区分2に係るもの

ア 接続基本料

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
1Mb/s	198,000円
2Mb/s	317,000円
3Mb/s	363,000円
4Mb/s	400,000円
6Mb/s	472,000円
8Mb/s	545,000円
10Mb/s	608,000円
20Mb/s	884,000円
30Mb/s	1,190,000円
40Mb/s	1,470,000円
50Mb/s	1,740,000円
80Mb/s	2,730,000円
100Mb/s	3,550,000円

イ 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円

(3) 区分3に係るもの

ア 接続基本料

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	21,000円
1Mb/s	36,000円
2Mb/s	66,000円
3Mb/s	108,000円
4Mb/s	139,000円
5Mb/s	169,000円
6Mb/s	199,000円
7Mb/s	230,000円
8Mb/s	260,000円
9Mb/s	290,000円
10Mb/s	320,000円
20Mb/s	614,000円
30Mb/s	915,000円
40Mb/s	1,216,000円
50Mb/s	1,517,000円
60Mb/s	1,818,000円
70Mb/s	2,119,000円
80Mb/s	2,420,000円
90Mb/s	2,721,000円
100Mb/s	3,022,000円

イ 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円

(4) 区分4に係るもの

ア 接続基本料

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
128Kb/s	\$ 2,860
256Kb/s	\$ 3,290
384Kb/s	\$ 3,570
512Kb/s	\$ 4,000
768Kb/s	\$ 4,510
1Mb/s	\$ 5,430
2Mb/s	\$ 6,860
3Mb/s	\$ 9,570
4Mb/s	\$ 12,290
5Mb/s	\$ 14,930
6Mb/s	\$ 17,570
7Mb/s	\$ 20,210
8Mb/s	\$ 22,860
9Mb/s	\$ 24,930
10Mb/s	\$ 27,000
15Mb/s	\$ 34,930
20Mb/s	\$ 42,860
25Mb/s	\$ 53,600
30Mb/s	\$ 64,200
34Mb/s	\$ 71,430
40Mb/s	\$ 78,600
45Mb/s	\$ 83,330
50Mb/s	\$ 93,000
60Mb/s	\$ 103,800
70Mb/s	\$ 114,400
80Mb/s	\$ 125,200
90Mb/s	\$ 135,800
100Mb/s	\$ 142,860
155Mb/s	\$ 185,710

イ 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
128Kb/s	10,000円
256Kb/s	10,000円
384Kb/s	10,000円
512Kb/s	10,000円
768Kb/s	15,000円
1Mb/s	20,000円
2Mb/s	30,000円
3Mb/s	50,000円
4Mb/s	60,000円
5Mb/s	80,000円
6Mb/s	100,000円

7Mb/s	110,000円
8Mb/s	130,000円
9Mb/s	150,000円
10Mb/s	160,000円
15Mb/s	240,000円
20Mb/s	320,000円
25Mb/s	400,000円
30Mb/s	480,000円
34Mb/s	550,000円
40Mb/s	650,000円
45Mb/s	680,000円
50Mb/s	810,000円
60Mb/s	970,000円
70Mb/s	1,130,000円
80Mb/s	1,300,000円
90Mb/s	1,450,000円
100Mb/s	1,610,000円
155Mb/s	2,000,000円

(5) 区分5に係るもの

ア 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円

(6) 区分6に係るもの

ア 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	7,500円
1Mb/s	15,000円
2Mb/s	29,000円
3Mb/s	43,000円
4Mb/s	56,000円
5Mb/s	68,000円
6Mb/s	80,000円
7Mb/s	91,000円
8Mb/s	101,000円
9Mb/s	111,000円
10Mb/s	121,000円
10Mb/sを超える50Mb/sまでのもの	121,000円に10Mb/sを超える1Mb/sごとに12,000円を加えた額
50Mb/sを超える100Mb/sまでのもの	601,000円に50Mb/sを超える1Mb/sごとに8,000円を加えた額
100Mb/sを超える150Mb/sまでのもの	1,001,000円に100Mb/sを超える1Mb/sごとに6,000円を加えた額

(7) 区分7に係るもの

ア 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	7,500円
1Mb/s	15,000円
2Mb/s	29,000円

3Mb/s	43,000円
4Mb/s	56,000円
5Mb/s	68,000円
6Mb/s	80,000円
7Mb/s	91,000円
8Mb/s	101,000円
9Mb/s	111,000円
10Mb/s	121,000円
10Mb/sを超える50Mb/sまでのもの	121,000円に10Mb/sを超える1Mb/sごとに12,000円を加えた額
50Mb/sを超える100Mb/sまでのもの	601,000円に50Mb/sを超える1Mb/sごとに8,000円を加えた額
100Mb/sを超える150Mb/sまでのもの	1,001,000円に100Mb/sを超える1Mb/sごとに6,000円を加えた額

(8) 区分8に係るもの

ア 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円

第2 第2種国際IPデータサービスに係るもの

1 適用

第2種国際IPデータサービスに係る料金の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																									
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、料金表を適用するにあたって、第2種国際IPデータサービスについて、次表のとおり品目を定めます。																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 1 2 Kb/s</td> <td>5 1 2 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>4 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 Mb/s</td> <td>5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7 Mb/s</td> <td>7 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8 Mb/s</td> <td>8 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9 Mb/s</td> <td>9 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 5 0 Mb/s まで</td> <td>1 0 メガビット/秒から 1 メガビット/秒ごとに 1 5 0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	5 1 2 Kb/s	5 1 2 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7 Mb/s	7 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9 Mb/s	9 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 0 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 5 0 Mb/s まで	1 0 メガビット/秒から 1 メガビット/秒ごとに 1 5 0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																							
	5 1 2 Kb/s	5 1 2 キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	1 Mb/s	1 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	2 Mb/s	2 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	3 Mb/s	3 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	4 Mb/s	4 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	5 Mb/s	5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	6 Mb/s	6 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
	7 Mb/s	7 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																							
8 Mb/s	8 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																								
9 Mb/s	9 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																								
1 0 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 5 0 Mb/s まで	1 0 メガビット/秒から 1 メガビット/秒ごとに 1 5 0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																								
備考 当社は、外国側回線収容部（外国側電気通信事業者の電気通信設備であって、本邦外において終端する回線を収容するものをいいます。）に係る契約速度の値を合計し、当該合計値に対応する品目を適用します。																									
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	ア 第2種国際IPデータサービスについては、最低利用期間があります。																								
	イ アに規定する最低利用期間は、第2種国際IPデータサービスを提供した日から起算して1年間とします。																								
	ウ 第2種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第2種国際IPデータ契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続契約者回線使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。																								
	エ 第2種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第2種国際IPデータサービスの品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続契約者回線使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。																								

2 料金額

(1) 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
512Kb/s	69,000円
1Mb/s	92,000円
2Mb/s	128,000円
3Mb/s	165,000円
4Mb/s	199,000円
5Mb/s	215,000円
6Mb/s	247,000円
7Mb/s	264,000円
8Mb/s	293,000円
9Mb/s	325,000円
10Mb/s	368,000円
10Mb/s を超える 50Mb/s までのもの	368,000円に10Mb/sを超える1Mb/sごとに40,000円を加えた額
50Mb/s を超える 100Mb/s までのもの	1,968,000円に50Mb/sを超える1Mb/sごとに25,000円を加えた額
100Mb/s を超える 150Mb/s までのもの	3,218,000円に100Mb/sを超える1Mb/sごとに20,000円を加えた額

第3 第3種国際IPデータサービスに係るもの

1 適用

第3種国際IPデータサービスに係る料金の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、符号伝送速度により品目を別に定めます。
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	ア 第3種国際IPデータサービスについては、最低利用期間があります。 イ アに規定する最低利用期間は、第3種国際IPデータサービスを提供した日から起算して1年間とします。 ウ 第3種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第3種国際IPデータ契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ 第3種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第3種国際IPデータサービスの品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

2 料金額

接続契約者回線1回線ごとに、品目ごとの接続基本料及び接続契約者回線使用料を別に定めます。

第4 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求した第1種国際IPデータ契約者（区分5、区分6及び区分8に係るものを除きます。）は、2（付加機能の種類）に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2) 最低利用期間内の解除等に関する料金の支払い	サービスクラス設定機能の提供を受ける第1種国際IPデータ契約者は、最低利用期間内に第1種国際IPデータサービスに係る第1種国際IPデータ契約の解除、品目等の変更又は2(1)に規定する論理チャンネルに係る速度の細目の減少があった場合は、付加機能使用料について、第1（第1種国際IPデータサービスに係るもの）1の(2)の規定に準じて算定した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

2 付加機能の種類

区分	論理チャンネルに係る速度の細目	単位	料金額 (月額)
(1) サービスクラス設定機能	区分1の第1種国際IPデータサービスに係るもの	—	—
	区分2の第1種国際IPデータサービスに係るもの	1の論理チャンネルごと	24,000円
	128Kb/s		30,000円
	192Kb/s		38,000円
	256Kb/s		53,000円
	384Kb/s		62,000円
	512Kb/s		86,000円
	768Kb/s		103,000円
	1,024Kb/s		137,000円
	1,536Kb/s		144,000円
	2Mb/s		230,000円
	3Mb/s		288,000円
	4Mb/s		
	5Mb/s		
	6Mb/s		
	7Mb/s		
	8Mb/s		
	9Mb/s		
	10Mb/s		
	15Mb/s		
20Mb/s			
25Mb/s			
30Mb/s			
35Mb/s			
40Mb/s			
50Mb/s			
60Mb/s			
75Mb/s			

当社が別に算定する額

クラス2 (サービス クラス設定 機能を利用 しない通信 及びクラス 1に係る通 信より、符 号伝送に係 る優先度が 高いものを いいます。 以下同じと します。)	128Kb/s	1の論理チ ヤネルごと に	35,000円
	192Kb/s		45,000円
	256Kb/s		57,000円
	384Kb/s		79,000円
	512Kb/s		92,000円
	768Kb/s		129,000円
	1,024Kb/s		154,000円
	1,536Kb/s		205,000円
	2Mb/s		215,000円
	3Mb/s		345,000円
	4Mb/s		432,000円
	5Mb/s		
	6Mb/s		
	7Mb/s		
	8Mb/s		
	9Mb/s		
	10Mb/s		
	15Mb/s		
	20Mb/s		
	25Mb/s		
30Mb/s			
35Mb/s			
40Mb/s			
50Mb/s			
60Mb/s			
75Mb/s			
区分3の第 1種国際I Pデータサ ービスに係 るもの	128Kb/s	1の論理チ ヤネルごと に	2,000円
	192Kb/s		2,000円
	256Kb/s		3,000円
	384Kb/s		4,000円
	512Kb/s		6,000円
	768Kb/s		8,000円
	1,024Kb/s		11,000円
	1,536Kb/s		16,000円
	2,048Kb/s		21,000円
	3Mb/s		31,000円
	4Mb/s		41,000円
	5Mb/s		51,000円
	6Mb/s		61,000円
	7Mb/s		71,000円
	8Mb/s		81,000円
	9Mb/s		91,000円
	10Mb/s		101,000円
	11Mb/s		111,000円
	12Mb/s		121,000円
	13Mb/s		131,000円
14Mb/s	141,000円		
15Mb/s	151,000円		
16Mb/s	161,000円		
17Mb/s	171,000円		
18Mb/s	181,000円		

当社が別に算定する額

19Mb/s	191,000 円
20Mb/s	201,000 円
21Mb/s	211,000 円
22Mb/s	221,000 円
23Mb/s	231,000 円
24Mb/s	241,000 円
25Mb/s	251,000 円
26Mb/s	261,000 円
27Mb/s	271,000 円
28Mb/s	281,000 円
29Mb/s	291,000 円
30Mb/s	301,000 円
31Mb/s	311,000 円
32Mb/s	322,000 円
33Mb/s	332,000 円
34Mb/s	342,000 円
35Mb/s	352,000 円
36Mb/s	362,000 円
37Mb/s	372,000 円
38Mb/s	382,000 円
39Mb/s	392,000 円
40Mb/s	402,000 円
41Mb/s	412,000 円
42Mb/s	422,000 円
43Mb/s	432,000 円
44Mb/s	442,000 円
45Mb/s	452,000 円
50Mb/s	当社が別に算定する額
55Mb/s	
60Mb/s	
65Mb/s	
70Mb/s	
75Mb/s	
128Kb/s	
192Kb/s	8,000 円
256Kb/s	11,000 円
384Kb/s	14,000 円
512Kb/s	21,000 円
768Kb/s	31,000 円
1,024Kb/s	42,000 円
1,536Kb/s	62,000 円
2,048Kb/s	83,000 円
3Mb/s	121,000 円
4Mb/s	161,000 円
5Mb/s	201,000 円
6Mb/s	241,000 円
7Mb/s	281,000 円
8Mb/s	322,000 円
9Mb/s	362,000 円
10Mb/s	402,000 円
11Mb/s	442,000 円

クラス 2

1 の論理チャネルごとに

12Mb/s	482,000 円
13Mb/s	522,000 円
14Mb/s	562,000 円
15Mb/s	602,000 円
16Mb/s	643,000 円
17Mb/s	683,000 円
18Mb/s	723,000 円
19Mb/s	763,000 円
20Mb/s	803,000 円
21Mb/s	843,000 円
22Mb/s	883,000 円
23Mb/s	923,000 円
24Mb/s	963,000 円
25Mb/s	1,004,000 円
26Mb/s	1,044,000 円
27Mb/s	1,084,000 円
28Mb/s	1,124,000 円
29Mb/s	1,164,000 円
30Mb/s	1,204,000 円
31Mb/s	1,244,000 円
32Mb/s	1,284,000 円
33Mb/s	1,325,000 円
34Mb/s	1,365,000 円
35Mb/s	1,405,000 円
36Mb/s	1,445,000 円
37Mb/s	1,485,000 円
38Mb/s	1,525,000 円
39Mb/s	1,565,000 円
40Mb/s	1,606,000 円
41Mb/s	1,646,000 円
42Mb/s	1,686,000 円
43Mb/s	1,726,000 円
44Mb/s	1,766,000 円
45Mb/s	1,806,000 円
50Mb/s	当社が別に算定する額
55Mb/s	
60Mb/s	
65Mb/s	
70Mb/s	
75Mb/s	

区分4の第1種国際IPデータサービスに係るもの	クラス1	128Kb/s	1の論理チャネルごとに	\$286
		256Kb/s		\$329
		384Kb/s		\$357
		512Kb/s		\$400
		768Kb/s		\$451
		1Mb/s		\$543
		2Mb/s		\$686
		3Mb/s		\$957
		4Mb/s		\$1,229
		5Mb/s		\$1,493
		6Mb/s		\$1,757
		7Mb/s		\$2,021
		8Mb/s		\$2,286
		9Mb/s		\$2,493
		10Mb/s		\$2,700
		15Mb/s		\$3,493
		20Mb/s		\$4,286
		25Mb/s		\$5,360
		30Mb/s		\$6,420
		34Mb/s		\$7,143
		40Mb/s		\$7,860
		45Mb/s		\$8,333
		50Mb/s		\$9,300
	60Mb/s	\$10,380		
	70Mb/s	\$11,440		
	80Mb/s	\$12,520		
	90Mb/s	\$13,580		
	100Mb/s	\$14,286		
	155Mb/s	\$18,571		
	クラス2	128Kb/s	1の論理チャネルごとに	\$1,430
		256Kb/s		\$1,645
		384Kb/s		\$1,785
		512Kb/s		\$2,000
768Kb/s		\$2,255		
1Mb/s		\$2,715		
2Mb/s		\$3,430		
3Mb/s		\$4,785		
4Mb/s		\$6,145		
5Mb/s		\$7,465		
6Mb/s		\$8,785		
7Mb/s		\$10,105		
8Mb/s		\$11,430		
9Mb/s		\$12,465		
10Mb/s		\$13,500		
15Mb/s		\$17,465		
20Mb/s	\$21,430			
25Mb/s	\$26,800			
30Mb/s	\$32,100			
34Mb/s	\$35,715			
40Mb/s	\$39,300			
45Mb/s	\$41,665			
50Mb/s	\$46,500			

			60Mb/s		\$51,900
			70Mb/s		\$57,200
			80Mb/s		\$62,600
			90Mb/s		\$67,900
			100Mb/s		\$71,430
			155Mb/s		\$92,855
	<p>備 考</p> <p>当社は区分1、区分2、区分3及び区分4の第1種国際IPデータサービス（区分4に係るものは、China Telecommunications Corporationに係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するものに限り、）に係る1の論理チャンネルごとに1のサービスクラス設定機能を提供します。</p>				
(2) 通信制御機能	外国側回線収容部ごとに、別に定める通信の制御を行う機能 (商品名：アクセスQoS(スケジューリング))			1の外国側回線収容部ごとに	15,000円
	<p>備 考</p> <p>区分7に係る第1種国際IPデータ契約者に限り提供します。</p>				

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

国際IPデータサービスに係る工事費の適用については、第27条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

工事費の適用							
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる回線収容部、国際IPデータサービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。						
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 国際IPデータサービスの提供開始に係る工事</td> <td>国際IPデータサービスの提供開始に伴う国際IPデータ回線等の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 変更に係る工事</td> <td>国際IPデータサービスの品目の変更等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア 国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	国際IPデータサービスの提供開始に伴う国際IPデータ回線等の設置等の場合に適用します。	イ 変更に係る工事	国際IPデータサービスの品目の変更等の場合に適用します。
	工事の区分	適用					
ア 国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	国際IPデータサービスの提供開始に伴う国際IPデータ回線等の設置等の場合に適用します。						
イ 変更に係る工事	国際IPデータサービスの品目の変更等の場合に適用します。						

2 工事費の額

(1) 第1種国際IPデータサービスに係るもの

ア 区分1に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円 (税込55,000円)

イ 区分2に係るもの

(ア) 回線収容部に係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始及び変更に係る工事	2Mb/sまでの品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 60,000円
	2Mb/sを超える品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 120,000円

(イ) 接続契約者回線に係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)
変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	20,000円(税込22,000円)

(ウ) 付加機能に係るもの

区分	単 位	工事費の額
付加機能の提供開始及び変更に係る工事	1の工事ごとに	当社が別に算定する額

ウ 区分3に係るもの

(ア) 回線収容部に係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始及び変更に係る工事	2Mb/sまでの品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 96,000円
	2Mb/sを超える品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 192,000円

(イ) 接続契約者回線に係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)

			円)
変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	20,000円(税込22,000円)

(ウ) 付加機能に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
付加機能の提供開始及び変更に係る工事		1の工事ごとに	当社が別に算定する額

エ 区分4に係るもの

(ア) 回線収容部に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
国際IPデータサービスの提供開始及び変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	\$450

(イ) 接続契約者回線に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)
変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1,000円(税込1,100円)

(ウ) 付加機能に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
付加機能の提供開始及び変更に係る工事		1の工事ごとに	当社が別に算定する額

オ 区分5に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)
変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	20,000円(税込22,000円)

カ 区分6に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)

キ 区分7に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)
変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	20,000円(税込22,000円)

(イ) 付加機能に係るもの

区 分	工 事 費 の 種 別	単 位	工 事 費 の 額
付加機能の提供開始及び変更に係る工事		1の工事ごとに	20,000円(税込22,000円)

ク 区分8に係るもの

(ア) 接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)
変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	20,000円(税込22,000円)

(2) 第2種国際IPデータサービスに係るもの

ア 接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際IPデータサービスの提供開始及び変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税込55,000円)

(3) 第3種国際IPデータサービスに係るもの

1の工事ごとに取扱所内工事費を別に定めます。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 22 年 10 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 2 月 14 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 6 月 18 日から実施します。
(国際 I P データサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際 I P データサービスに係る国際 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供する第 1 種国際 I P データサービスに係る国際 I P データ契約者に移行したものとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 18 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 14 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(国際 I P データサービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約（国際 I P データサービスの提供区間が接続契約者回線の終端と外国側電気通信事業者の電気通信設備との接続点間のものを除きます。）を締結している国際 I P データ契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

第 2 種国際 I P データ契約	第 3 種国際 I P データ契約
-------------------	-------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。